

栗山町公の施設使用料減免条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗山町公の施設使用料減免条例（平成17年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第3条第3号に規定する使用料の減免は、次のとおりとする。

(1) 全額免除

- ア 町が委嘱する非常勤特別職の委員会等が主催する行事・会議・大会
- イ 国、道等の関係機関が主催する会議等
- ウ 町長が会長職となっている団体が主催する行事・会議・大会
- エ 町及び教育委員会等が共催する全町規模の行事・会議・大会
- オ 消防署又は消防団が主催する行事・研修会・演習
- カ 町内連合会が主催する行事・会議・大会
- キ 郷土芸能等の保存継承団体の利用
- ク 町内小中学生及び青少年育成会の利用
- ケ 町内の生活安全対策を推進する極めて公共性の高い組織が主催する行事・会議・大会
- コ 極めて公共性の高い活動を行う団体で、町長が認める団体の利用
- サ 町と協定を締結した大学が主催し、町及び教育委員会等が共催する極めて公共性の高い教育・調査研究事業等の利用

(2) 5割減免

- ア 関係団体が主催する行事・会議・大会
- イ 町内会・自治会の利用
- ウ 農事組合の利用

エ 消防団及び後援会の利用

オ 障害者の利用

カ 青少年のスポーツ育成等が期待できる大会

キ 町と協定を締結した大学が実施する当該協定に基づく教育・調査研究事業等の利用

ク アマチュアスポーツ又は文化活動のため、町内に3日以上連続して宿泊し、かつ、10名以上の町外団体の利用

(適用除外)

第3条 条例第3条第2号及び第3号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる利用等については、使用料の減免の適用を除外する。

(1) 営利又は営業を目的とする利用

(2) 専用使用する場合で、次に掲げる利用等。ただし、全額免除に該当する場合を除く。

ア 附帯設備

イ 備付物件

ウ 暖房料

エ 冷房料

(3) 町内小中学生及び北海道栗山高等学校に在籍する生徒並びに障害者が個人使用する場合で、次に掲げる利用等

ア パークゴルフ場用具

イ 附属設備

ウ 備付物件

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。